第十一条　投票

1　総会及び理事会が加盟国間でコンセンサス方式による決定を採択するため、あらゆる努力が払われるものとする。

2　総会又は理事会による決定がコンセンサス方式により採択できない場合には、当該決定は、秘密投票により、出席し、かつ、投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で採択する。

3　加盟国のみが投票権を有する。第十三条4に規定する場合を除くほか、各加盟国は、一の票を有する。

4　議長国、副議長国及び事務局長の選出は、一般規則に従い、秘密投票により、出席し、かつ、投票する加盟国の単純多数による議決で行う。

5　理事会の理事国の選出は、一般規則に従い、秘密投票により、出席し、かつ、投票する加盟国の最も多数の票による議決で行う。

第十二条　言語

機関の公用語は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語とする。

第十三条　財政

1　機関の運営のための経費は、次の財源によって支弁する。

(a)　加盟国の分担金

(b)　準加盟国及び賛助加盟員の会費

(c)　寄付金、遺贈、補助金、贈与その他事務局長の勧告に基づき理事会が承認する財源

2　各加盟国は、第七条7(g)の規定に従って決定された額の分担金を機関に毎年支払い、並びに各準加盟国及び賛助加盟員は、同条7(g)の規定に従って決定された額の会費を機関に毎年支払うものとする。当該分担金は、各加盟国について同額とする。

3　加盟国の分担金並びに準加盟国及び賛助加盟員の会費については、財政規則に従ってその支払の義務が生ずる。

4　分担金の支払が二年間延滞している加盟国は、総会がこの規定の適用を除外する場合を除くほか、事務局長の書面による通告の後、財政規則に従い当該分担金を支払う時まで、投票権及び理事会に選出される権利を認められない。

5　監査済みの機関の財政報告は、理事会の承認を得た後、年次報告書によって、全ての加盟国、準加盟国及び賛助加盟員に配布する。

第十四条　法人格、特権及び免除

1　機関は、国際法上の法人格を有し、及び次の能力を有する。

(a)　政府、組織又は他の団体と契約を行い、又は協定を締結すること。

(b)　不動産及び動産を取得し、及び処分すること。

(c)　訴えを提起すること。

2　機関は、加盟国の領域において、当該加盟国との協定に定める範囲内で、機関の任務を遂行し、かつ、その目的を達成するために必要な特権及び免除を享受する。

3　いずれの加盟国、準加盟国又は賛助加盟員も、機関における地位又は機関への参加を理由として、機関の行為、不作為又は義務につき責任を負うものではない。

第十五条　改正

1　いずれの加盟国も、事務局長に対し書面によりこの条約の改正を提案することができる。

2　事務局長は、総会によるその審議の少なくとも六箇月前までに、機関の公用語による改正案を全ての加盟国に配布する。

3　改正案は、総会の投票によって採択する。

4　3の規定に従って採択された改正は、事務局長が寄託者に送付する。寄託者は、全ての加盟国に対し当該改正の採択を通報する。

5　改正は、寄託者が加盟国の三分の二から受諾についての書面による通告を受領した後六箇月で、全ての加盟国について効力を生ずる。ただし、当該改正はその受諾を通告した後にのみ自国について効力を生ずる旨を寄託者に通告した加盟国については、この限りでない。

6　5の規定にかかわらず、総会は、寄託者が加盟国の三分の二から受諾についての書面による通告を受領した後六箇月で改正が全ての加盟国について効力を生ずることをコンセンサス方式によって決定することができる。当該六箇月の期間内に加盟国が改正を理由として機関からの脱退を通告した場合には、その脱退は、第二十一条の規定にかかわらず、当該改正が効力を生ずる日に、効力を生ずる。

7　寄託者は、加盟国及び事務局長に対し、効力発生の日を明示して、改正の効力発生を通報する。

第十六条　留保

この条約には、いかなる留保も付することができない。

第十七条　解釈及び紛争

加盟国は、この条約の解釈又は適用についての紛争を防止するためにあらゆる努力を払うものとし、また、平和的手段（相互の協議及び交渉並びに紛争当事国の間で合意する他の手段を含めることができる。）によって紛争を解決するために最善の努力を払う。

第十八条　署名、批准、受諾、承認及び加入

1　この条約は、二千二十一年一月二十七日から二千二十二年一月二十六日までパリにおいて、国際連合の加盟国による署名のために開放しておく。

2　この条約は、署名国によって批准され、受諾され、又は承認されなければならない。

3　この条約は、この条約の署名のための期間の終了の日の後は、国際連合の加盟国であってこの条約に署名しなかったものによる加入のために開放しておく。

4　批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託するものとし、寄託者は、これらの文書を自己に寄託した全ての国及び事務局長に対し、その旨を通告する。

第十九条　寄託者

フランス共和国は、この条約の寄託者を務める。この条約は、寄託者が国際連合憲章第百二条の規定に従って登録する。

第二十条　効力発生

1　この条約は、三十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

2　この条約は、その効力発生の後にこれを批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこれに加入する国については、批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

3　この条約の効力発生の時から適用する経過措置は、附属書に規定する。

第二十一条　脱退

1　いずれの加盟国も、少なくとも十二箇月前までに寄託者に対し書面による通告を行うことにより、この条約から脱退することができるものとし、寄託者は、全ての加盟国及び事務局長に対し直ちにその通告について通報する。

2　脱退の通告は、この条約が効力を生じた日から六箇月が経過した後、いつでも寄託することができる。

3　脱退は、脱退の通告が寄託された年の翌年の十二月三十一日に効力を生ずる。

第二十二条　終了

1　この条約は、その投票の少なくとも六箇月前までに予告を行った後、総会の投票によって終了させることができる。

2　終了の日は、1に規定する投票による決定の日の後十二箇月を経過した日とするものとし、その間の期間において、理事会は、一般規則に従い機関の清算について責任を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千二十一年一月二十七日にパリで、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成した。原本は、寄託者に寄託する。寄託者は、全ての署名政府及び加入政府並びに機関の事務局長に対し、その認証謄本を送付する。

外務大臣臨時代理　国務大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　菅　義偉